

神奈川県警察体力検定等実施要領の制定について

(平成 15 年 3 月 12 日例規第 10 号 / 神教発第 268 号)

改正 平成 20 年 3 月 27 日例規第 12 号神務発第 638 号 平成 27 年 5 月 26 日例規第 25 号神教発第 413 号
平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号

各所属長あて 本部長

このたび、警察官の職務執行力の基盤を成す基礎体力の維持向上を図ることを目的に、別添のとおり神奈川県警察体力検定等実施要領を制定し、平成 15 年 4 月 1 日から施行することとしたので、部下職員に周知徹底し、実効が上がるよう推進に努められたい。

おって、神奈川県警察体力測定実施要領の制定について(昭和 59 年 4 月 1 日 例規第 26 号、神教発第 173 号)は、廃止する。

別添

神奈川県警察体力検定等実施要領

1 制定の趣旨

この要領は、神奈川県警察における警察官が行う警察体力検定及び体力測定(以下「体力検定等」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 体力検定等の目的

体力検定等は、警察官に対し、自己の体力の現状を正確に認識させることにより、各人の健康管理及び基礎体力の強化に対する意欲を喚起するとともに、得られたデータを基に警察官の体力水準向上のための諸施策を推進し、もって職務執行力の強化に資することを目的とする。

3 用語の意義

この要領において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) JAPPAT(ジャパット) 「JapanPolice Physical Ability Test」を略したもので、「逃走する犯人を追跡し、捕捉し、制圧する。」という警察官に必要とされる特有の体力を測定することを目的として開発された運動プログラムをいう。
- (2) 所属 神奈川県警察本部(以下「本部」という。)各部の分課及び附置機関、市警察部、相模方面本部、サイバーセキュリティ対策本部、神奈川県警察学校並びに警察署をいう。
- (3) 所属長 (2)に規定する所属の長をいう。

4 体力検定等の種目及び実施要領

(1) 種目

ア 警察体力検定の種目は、「JAPPAT(ジャパット)」(以下「ジャパット」という。)とする。

イ 体力測定は、文部科学省の新体力テスト実施要項を実施するものとし、種目は次のとおりとする。

- (ア) 握力(筋力)
- (イ) 上体起こし(筋持久力)
- (ウ) 長座体前屈(柔軟性)
- (エ) 反復横とび(敏しょう性)
- (オ) 20m シャトルラン(往復持久走)(心肺持久力)
- (カ) 立ち幅とび(瞬発力)

(2) 実施要領

体力検定等の具体的な実施要領は、別に示す。

5 体力検定等の実施対象及び実施回数

体力検定等は、警察官を対象とし、年1回以上実施する。

なお、神奈川県警察採用時教養実施要綱の制定について(平成14年3月25日 例規第39号、神教発第262号)に定める採用時教養期間中の警察官については、当該期間中に実施するものとする。

6 警務部長の任務

警務部長は、運営責任者として神奈川県警察における体力検定等の管理及び運営に関する事務を統括する。

7 教養課長の任務

警務部教養課長(以下「教養課長」という。)は、警務部長の命を受け、体力検定等の適正かつ効率的な管理及び運用に当たる。

8 所属長の任務

所属長は、所属における実施責任者として、体力検定等の実施に当たり、平素から所属の警察官に対して事前トレーニングを徹底させるなど体力検定等を計画的かつ安全に実施する。

9 推進責任者

(1) 所属長は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる者(複数配置されている所属にあっては、所属長の事務代理者として指名されている者とする。)を推進責任者に指定する。

ア 本部の所属

課長代理、室長代理、副隊長又は次長

イ 市警察部

副部長

ウ 相模方面本部及びサイバーセキュリティ対策本部

副本部長

エ 警察学校

副校長

オ 警察署

副署長

- (2) 推進責任者は、効果的かつ安全な実施計画を策定し、実効ある体力検定等の実施に努めるものとする。

10 立会責任者

- (1) 所属長は、所属の警部の階級にある警察官の中から立会責任者を指定するものとする。ただし、警部の階級にある警察官が配置されていない所属にあっては、警部補の階級にある警察官の中から立会責任者を指定するものとする。
- (2) 立会責任者は、体力検定等の実施に必ず立ち会い、体力検定等が安全かつ適正に行われるよう努めなければならない。
- (3) 立会責任者は、ゴールの際の転倒に備え介添え補助員を配置するなど、受傷防止のために細心の注意を払わなければならない。

11 測定責任者

- (1) 所属長は、所属の警部又は警部補の階級にある警察官のうち、体力検定等の実施に関する研修等を受けた者の中から測定責任者を指定するものとする。ただし、警察学校にあっては体育を担当する教官を測定責任者に指定するものとする。
- (2) 測定責任者は、体力検定等の結果を正確に記録するとともに体力検定等が円滑に行われるよう努めなければならない。
- (3) 測定責任者は、立会責任者を兼ねることができない。ただし、所属長がやむを得ないと認めるときはこの限りでない。

12 実施免除者

所属長は、次に該当する者に対しては、体力検定等を実施してはならない。

- (1) 神奈川県警察職員健康管理規程(平成 15 年神奈川県警察本部訓令第 1 号)第 32 条第 1 項の規定により健康管理指示区分の指定を受けた者。ただし、一般疾患にあっては、要節制の指定を受けた者を除く。
- (2) 心臓血管系疾患又は脳血管系疾患で、現に治療中の者、治療を要する者若しくは経過観察中の者又は既往症を有する者で、体力検定等を受検することにより、支障を来すおそれのある者
- (3) 高血圧症の者で、体力検定等を受検することにより、支障を来すおそれのある者
- (4) 気管支ぜん息で、現に治療中の者、治療を要する者又は経過観察中の者
- (5) 受検することに支障を来すけがをしている者
- (6) その他何らかの疾患で、現に治療中の者、治療を要する者又は経過観察中の者で、体力検定等を受検することにより、支障を来すおそれのある者
- (7) 体力検定等の当日に、次に掲げる症状がある者
 - ア 熱がある。
 - イ 頭痛がする。
 - ウ 胸痛がある。

- エ 身体がだるい。
- オ 胸が締め付けられる。
- カ 息切れがする。
- キ 動悸(き)がある。
- ク 吐き気がする。
- ケ めまいがする。
- コ 強い関節痛がある。
- サ 睡眠不足で非常に眠い。
- シ 強い疲労感がある。
- ス その他通常と異なる症状がある。

13 実施後の措置

(1) 警察体力検定を実施したとき

ア 所属長は、受検者に警察体力検定の結果を記録させるとともに、その記録を用いて別に示す警察体力検定級位基準に基づき級位を認定する。

なお、警察体力検定の記録は、検定を受検した日から翌年度末を有効とする。

イ 認定の結果は、神奈川県警察職員総合情報管理システム運用規程(平成20年神奈川県警察本部訓令第6号)に定める神奈川県警察職員情報総合管理システム(以下「システム」という。)に登録すること。

(2) 体力測定を実施したとき

ア 所属長は、受検者に体力測定の結果を記録させるとともに、その記録を用いて別に示す体力測定評価基準に基づき評価する。

イ 評価の結果は、システムに登録すること。

14 実施上の留意事項

(1) 実施日を可能な限り早期に示達し、受検者が心身ともに十分な状態で受検できるよう配慮すること。

(2) 当直勤務明け(非番)の者は、別の日を指定して行うこと。

(3) 時期、場所、気象状況等を考慮して、炎天下、強風等体調及び記録に影響を及ぼすような条件下では実施しないこと。

(4) 受検者の服装は、運動に適したものとすること。

(5) 体力検定等に使用する器具等については、事前点検を徹底し、正しい方法で安全かつ正確な測定を行うこと。

(6) 所属長は、体力検定等を受検する者に別に示す健康等事前チェック表を記載させ、健康状態を把握すること。

(7) 準備運動及び整理運動を確実に行うとともに、実施要領に従って適正かつ安全に行うこと。

15 体力検定等の特例

警察大学校、管区警察学校又は他の都道府県警察において体力検定等を受検した者は、この要領に定める体力検定等を受検したものとみなす。

16 実施結果の報告

- (1) 所属長は、体力検定等の実施結果について、毎年3月末日までに警務部長(教養課長経由)に報告しなければならない。
- (2) 報告の方法は、別に示す。

17 その他

体力測定のうち、「20mシャトルラン」については、場所の確保ができない等の事情によりやむを得ないと所属長が認めるときには、その実施を省略することができる。

附 則(平成20年3月27日例規第12号神務発第638号)

附 則(平成27年5月26日例規第25号神教発第413号)

附 則(平成31年3月26日例規第4号神務発第366号)